

2026年度 明星大学 研究活動における不正行為等及び研究費の不正使用等の
防止・対策に関する基本方針に基づく防止計画

明星大学では、研究活動における不正行為等及び研究費の不正使用等の防止・対策に関する規程（以下「規程」という。）に基づき、研究活動及び研究費の適正な管理・運営（以下「研究活動等の管理・運営」という。）を行うための防止計画を以下のように定める。

	大項目	中項目	不正等の発生する要因	防止計画
1	責任体系の明確化	研究活動等の管理・運営の推進	規程に定める組織体制の責任と権限が形骸化している。	最高管理責任者は、規程に定める組織体制として、研究活動等の管理・運営における各責任者の責任と権限を明確化し、学内外に周知・公表する。
				最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定を組織全体で行い、構成員の意識の向上と浸透を図っている。
			研究活動等における不正等の防止・対策にあたり、監事と連携ができておらず、内部統制が機能していない可能性がある。	防止計画実施部署は、監事へ研究活動等における不正等の防止・対策の状況を報告し、監事の意見を聴く体制を構築する。
2	研究活動等の管理・運営の基礎となる環境の整備	関係者の意識の向上	部局責任者の役割が不明確で、理解されていない可能性がある。	統括管理責任者は、規程に定める部局責任者の役割を明確化するとともに、部局等における研究活動等の管理・運営に関する体制を構築し、部局責任者へ周知する。
		通報窓口の設置	通報窓口及び通報窓口の役割が理解されていない可能性がある。	最高管理責任者は、規程に定める通報窓口及び通報窓口の役割を明確化し、学内外に周知・公表する。
3	研究費の適正な運営・管理活動	ルールの明文化・統一化	過去の慣例に基づく執行手続き等が明文化されていないため、例外処理が増えてしまう。	防止計画実施部署は、慣例による手続き等について、整理・体系化して学内手続きとして明文化する。

	大項目	中項目	不正等の発生する要因	防止計画
3	研究費の適正な運営・管理活動	被雇用者の実態把握・管理	不正等の温床となる不適切な関係が生じるリスクがある。	防止計画実施部署は、リサーチ・アシスタント（ＲＡ）、研究補助員、研究員の採用時に面談を行い、不正等の要因等を伝えたとともに誓約書を取り、適宜勤務実態を把握する。
			採用時の契約書に基づいた勤務計画、業務内容等に沿っているかを把握しておらず、形骸化している可能性がある。	部局等は、所属する教員へ、雇用するティーチング・アシスタント（ＴＡ）、スチューデント・アシスタント（ＳＡ）、リサーチ・アシスタント（ＲＡ）、研究補助員、研究員の勤務計画及び業務内容、規程に定める勤務形態を把握し、管理するよう周知する。
		予算執行状況の検証	研究費の執行期限直前に執行手続きが集中することにより、不正等の温床となる可能性がある。	部局等は、学部等予算について防止計画実施部署（各学部チーム及び部局等の事務室）と連携して執行状況を把握し、計画的に執行する。
			研究費の不適切な執行手続きが、不正等の温床となる可能性がある。	防止計画実施部署は、研究費の執行手続きが適切にされているか確認する。
		役務検収	役務調達に関する手続きについて、周知されていない可能性がある。	部局等は、防止計画実施部署（各学部チーム及び部局等の事務室）と連携して、役務調達に関する検収を適切に執行する。
		関係者の意識の向上	物品等について、自己発注、立替購入することが可とされている自己調達限度額を把握していない可能性がある。	部局等は、防止計画実施部署（各学部チーム及び部局等の事務室）と連携して、物品等を自己発注、立替購入する自己調達において、留意事項に従い適切に執行する。

	大項目	中項目	不正等の発生する要因	防止計画
3	研究費の適正な運営・管理活動	関係者の意識の向上	「出張願」の申請手続きについて、把握していない可能性がある。	部局等は、防止計画実施部署（各学部チーム及び部局等の事務室）と連携して、所属する教職員に「出張願」の申請手続きを周知徹底し、手続きの事後処理をなくす。
			「出張報告書」の申請手続きについて、把握していない可能性がある。	部局等は、防止計画実施部署（各学部チーム及び部局等の事務室）と連携して、所属する教職員に「出張報告書」の申請手続きを周知徹底し、手続きの遅延をなくす。
			換金性の高い物品に関する管理について、周知されていない可能性がある。 ※取得価価格が5万円以上10万円未満で耐用年数が1年以上の情報端末等（PC・タブレット等）を指す。	防止計画実施部署は部局等と連携して、換金性の高い物品に関する管理を適切に執行する。
4	公正な研究活動	研究倫理の意識の向上	研究倫理について理解されていない可能性がある。	部局等は、防止計画実施部署（各学部チーム及び部局等の事務室）と連携して、所属する教職員に、学内の研究倫理教育（eラーニング）を受講修了させ、研究倫理について理解を深める。
			学生（学部学生、大学院生）に研究倫理を指導していないため、不適切な研究が行われている可能性がある。	部局等は、学生（学部学生、大学院生）にねつ造、改ざん、盗用等の不正行為抑止について、研究倫理の啓発に取り組む。
5	情報の伝達を確保する体制の確立	相談窓口の設置	相談窓口やその役割が不明確であり、相談窓口が機能していない可能性がある。	研究費使用に関する相談窓口の設置部署（図書館チーム、調達チーム、固定資産管理チーム、財務・経理チーム）は、規程に定める相談窓口の役割を明確化し、教職員に周知する。

	大項目	中項目	不正等の発生する要因	防止計画
6	モニタリングの実施体制	モニタリング体制の実施状況	研究費管理体制のモニタリング実施状況について共有されていない。	統括管理責任者は、防止計画の見直しを適宜行い、学内に周知する。
				監査部門は内部監査結果を部局等と共有し、防止体制を構築する。

※防止計画実施部署：（明星大学研究活動における不正行為等及び研究費の不正使用等の防止・対策に関する規程第10条第2項より）
（1）明星教育ユニット図書館チーム（2）理工系教学企画ユニット、文系教学企画ユニット及び教育系教学企画ユニットの各チーム及び部局等の事務室
（3）総務ユニット固定資産管理チーム（4）財務ユニット財務・経理チーム（5）財務ユニット調達チーム

以上